

公益社団法人宮城県栄養士会定款

目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条—第 10 条）
第 4 章	総会（第 11 条—第 19 条）
第 5 章	役員（第 20 条—第 37 条）
第 6 章	理事会（第 28 条—第 33 条）
第 7 章	職域部会（第 34 条—第 36 条）
第 8 章	事務局（第 37 条）
第 9 章	資産及び会計（第 38 条—第 41 条）
第 10 章	定款の変更及び解散（第 42 条—第 45 条）
第 11 章	公告の方法（第 46 条）
第 12 章	雑則（第 47 条）
附則	

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人宮城県栄養士会と称する。

（事 務 所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 この法人は、県民一人ひとりが生きがいを持ち充実した人生を健やかに安心して暮らす健康みやぎの実現を目指し、保健、医療、福祉及び教育並びに産業等の分野において、健康・栄養と食の専門職として最新の栄養学を踏まえた科学的かつ高度な技術に関する栄養・食生活指導及び改善にかかる事業を行い、県民の健康増進、疾病の予防及び生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）最新の健康・栄養情報の発信による県民の栄養改善を通して健康の増進及び疾病の予防に資する事業
- （2）健康・栄養と食における学術及び技術の振興に資す

る事業

- （3）児童及び高齢者等の年代並びに障がい者及び傷病者等の特性に応じた健康づくり、栄養改善に資する事業
 - （4）栄養改善、健康づくりに関する調査及び啓発普及に資する事業
 - （5）管理栄養士及び栄養士の資質の向上を資する事業
 - （6）栄養改善活動等健康づくり功労者及び団体の顕彰等管理栄養士及び栄養士の社会的な地位の向上と福利厚生に資する事業
 - （7）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

（法人の構成員）

第 5 条 この法人に、次の会員を置く。

- （1）正会員 この法人の目的及び事業に賛同し、かつ栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条に規定される管理栄養士又は栄養士の免許を有し、宮城県内に在住又は勤務する者
- （2）名誉会員 この法人に特別の功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦により総会の承認を得た者
- （3）賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を援助する個人又は団体であって、理事会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。

（任意退会）

第 8 条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定め

る退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員において、管理栄養士又は栄養士の免許を取り消されたとき。
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 正会員は、予め通知された事項について書面により議決権を行使し、または他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところに

より、議事録を作成する。

- 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 14名以上20名以内
- 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、4名を常任理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。
なお、理事は正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、常任理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常任理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時ま

でとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として1名以上3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- 会長及び副会長の相談に応じること。
- 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、役員のものに準じ、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- この法人の業務執行の決定
- 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第34条 この法人に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長及び副会長2名、常任理事4名で構成する。

3 常任理事会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。

4 第1項の常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第7章 職域部会

(職域部会)

第35条 この法人に、第3条の目的達成及び第4条の事業実施のため、管理栄養士及び栄養士の各職域の専門性

の向上を通じた、児童、高齢者等年代、障がい者及び傷病者等県民のライフステージや特性に応じた最新栄養学に基づいた健康づくり、栄養改善に資するため、職域部会を置く。

2 職域部会の設置及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(職域部会の権能)

第36条 職域部会は、理事会から諮問された職域に関する事項について協議し、参考意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務長及び職員は、理事会で承認された者を任免する。

4 職員の事務分掌、給与等については、理事会において別に定める。

第9章 会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前項の会員名簿及び理事並びに監事の名簿については、会員以外の者から閲覧の請求があった場合は、個人の住所に係る部分を除外して閲覧をさせることができる。

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第43条 この法人は、総会の決議その他の法令に定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第44条 この法人が公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、宮城県において発行する河北新報に掲載する方法による。

第12章 雑 則

（委任）

第47条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 石川文子 寺崎洋子、千石祐子 横山晶子、
阿部幸子、片山一男 宮城裕美子、伊東晶子、
豊嶋賀代、遠藤敦子、伊藤義博、菅原香織、
伊藤亜樹子、澁谷淳子、只野勝恵、奥田啓子、
佐藤ヨネ子、佐久間いずみ、今田悠紀

監事 南文子、田中玲子、山田智恵

4 この法人の最初の会長及び副会長並びに常任理事は、次に掲げる者とする。

(1)会長 石川文子

(2)副会長 寺崎洋子、千石祐子

(3)常任理事 横山晶子、阿部幸子、片山一男